

社会保険労務士 芦原百合子

社労士事務所 Ripples 便り



連絡先：〒416-0948
 静岡県富士市森島 260-19
 電話：0545-67-6112
 FAX：0545-67-6113
 e-mail：sazanami330@gmail.com
 ホームページ：https://www.sr-ripples.com/

厚労省「令和元年度雇用均等基本調査」より

◆男性の育休促進の取組み

男性の育児休業については、かねてより国も取得促進に向けて取り組んでいます。取得率は7年連続で増加しているものの、上昇率は小幅にとどまっており、政府が目標としてきた「2020年に13%」の達成には程遠い状況となっています。そのような状況も受け、厚生労働省は、子どもの出生直後に着目した父親向けの休業制度を新設する方向で検討を始めているとのこと。子どもの出生後4週間に限り、簡単な手続きで休業でき、給付金も増やす案となっています。

コロナの影響で社会的にも働き方に対する意識の変化があらわれているなか、企業としても男性の育休取得については対応を検討していく必要がありそうです。

8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になっています

◆「基本手当日額」の変更

雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額(再集計値として公表されているもの)が用いられています。

◆具体的な変更内容

1 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

60歳以上 65歳未満	7,150円→7,186円
45歳以上 60歳未満	8,330円→8,370円
30歳以上 45歳未満	7,570円→7,605円
30歳未満	6,815円→6,850円

2 基本手当日額の最低額の引上げ

2,000円 → 2,059円

*変更の詳細については厚生労働省のパンフレットをご確認ください。

【厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000654410.pdf>

当事務所よりひと言

コロナの影響での急激な変化の中「テレワーク」が注目されています。私の関与先でも急遽導入したテレワークに後追いの形で規定を作成された会社がありました。雇用調整助成金で社労士業務がたいへん注目されましたが、助成金は会社の就業規則や規定作りも対象となるものがございませう。「働き方改革支援助成金」を利用して、働き方改革に沿った、制度設計などを就業規則に盛り込みつつ、生産性向上のための設備導入など、ご検討されてはいかがでしょうか？助成額最大100万円です。